CASBEE®横浜
認証申請マニュアル

令和４年04月

建築局建築企画課

目次

第Ⅰ章　制度について 2

1　制度の目的 2

2　制度の概要 2

3　手続きの流れ 3

第Ⅱ章　申請について 4

1　申請図書等について 4

（１）建築物環境配慮評価認証計画書 4

（２）委員会用審査図書 5

2　図書の作成方法 6

（１）申請書 6

（２）認証用申請チェックリスト 8

3　その他 9

（１）申請内容の変更 9

（２）完了の届出 9

第Ⅰ章　制度について

1　制度の目的

横浜市では、建築物が環境に与える負荷の低減などを目的として、横浜市生活環境の保全等に関する条例第 9 章の 2（以下条例という）により、2,000 ㎡以上の建築物を建築する際に、CASBEE 横浜による自己評価結果の届出を義務付け、公表を行っています。

本制度は、この自己評価の適正さを市が認証することで、建築主の積極的な取組みの促進を目的としています。

2　制度の概要

本制度は、特定建築主のうち認証を希望する方を対象として、CASBEE 横浜による自己評価の適正さを確認し、その建築物の評価結果に対して、市が認証を行うものです。

本申請は、横浜市建築物環境配慮認証制度要綱に基づき、条例における届出とは別途申請が必要となります。

・対象建築物

延べ面積が 2,000 ㎡以上の建築物（条例による特定建築物）

・申請書類

申請書、設計図書、CASBEE 横浜評価関係資料等

・申請手数料

無料

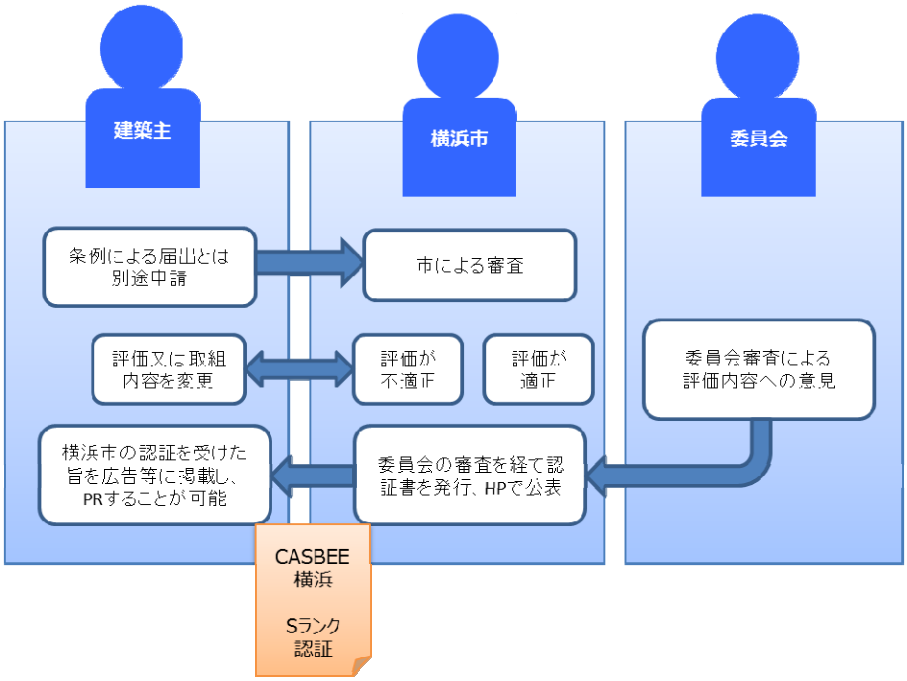

手続き全体のイメージ

3　手続きの流れ

横浜市建築物環境配慮評価認証制度要綱による CASBEE 横浜の評価結果の適正さについて、横浜市の認証を受けようとする方は、次の手順により担当者と事前に調整の上、必要図書等を用意し、窓口にて申請を行ってください。

手続きの流れ（フロー図）

1　事前調整

申請を行う前に、窓口にて必要図書及び認証までのスケジュール等について確認し、事前の打合せを行ってください。認証用ソフト及び申請書のデータをお渡しします。

2　図書の作成

評価の判断根拠が分かるように作成してください。
※原則、全ての項目について、評価したレベルが確認できる資料を添付してください。

3　申請受付

事前連絡の上、直接窓口（建築局建築企画課）に持参してください。
（申請手数料はかかりません。）

4　審査

審査は、図書による確認の他、ヒアリング及び現地調査による確認を行います。
（所用期間の目安：4～６ヶ月間）

5　評価内容、取組みの訂正等

審査を行なった結果、評価内容が不適切なもの及び取組みを変更する項目が生じた場合は、訂正を行ってください。

6　委員会用図書の作成

担当者と調整の上、委員会用に必要な図書を作成してください。

7　委員会の開催

提出していただいた申請図書及び委員会用図書を基に、委員会にて審議を行ないます。

8　認証書の交付

委員会での審議を踏まえ、最終的な評価を横浜市により認証し、認証書を交付します。

9　認証の公表

公表は市のホームページ等にて行います。

10　工事の完了

工事完了後、完了届出を提出していただきます。必要に応じて完了検査を行います。

第Ⅱ章　申請について

1　申請図書等について

特定建築主で、横浜市による建築物環境配慮評価認証を受けようとする方は、事前調整の後「（１）建築物環境配慮評価認証計画書」を作成し、窓口に提出してください。

また、評価内容及び取組みの訂正が終了しましたら担当者と事前調整の上、「（２）委員会用図書」を作成し、窓口に提出していただきます。

（１）建築物環境配慮評価認証計画書

申請は、表 1 に掲げる図書を、A４ファイル（表紙・背表紙付き）に綴じて、正副２部提出して下さい。（Ａ３版用紙等は織り込んで下さい。）

表１　建築物環境配慮評価認証申請及び添付図書（正副２部）

	申請書及び添付図書等	備考
1	建築物環境配慮評価認証申請書（様式第１号）	・特定建築主に代わって、設計者等が申請を行う場合は、委任状を添付してください。
2	①CASBEE 横浜　評価用ソフト	□メインシート　□スコアシート □結果シート　□採点シート
	②CASBEE 横浜　公表用ソフト	□重点項目シート　□公表用スコアシート
3	申請建物の全体概要を示す資料	□設計概要書　□案内図 □配置図（緑化計画が分かるもの） □平面図　□立面図　□断面図 □外観パース　□その他
4	認証用申請チェックリスト	・レベルを判断した理由と添付した根拠資料の見方について、具体的に記入してください。
5	審査図書等 ※評価項目ごとにインデックスを付けてください。	・原則、全ての項目について、評価したレベルが確認できる資料を添付してください。 ・資料中、印をつける等で参照すべき部分を明示してください。
6	電子データ	□CASBEE 横浜評価用ソフト（Excel データ） □CASBEE 横浜公表用ソフト（Excel データ） □外観パース（JPEG または PDF データ） □認証用申請チェックリスト（Excel データ）
7	その他必要とされる図書	

◆注意◆

認証委員会の開催日決定後、担当者が指定する日時までに（約 2～4 週間前）すべての根拠資料を提出し、横浜市の審査が終了している必要があります。根拠資料が示せない場合、評価が下がりますのでご注意ください。

（２）委員会用図書

審査が終了しましたら、次に横浜市建築物環境配慮評価認証委員会に諮るために、表２に掲げる図書を作成してください。

なお、図書の作成においては、事前に担当者と調整をお願いします。

表２　委員会用図書（各 10 部）

	委員会用図書等	備考
1	委員会用資料【Ａ３版】	案内図、配置図、基準階平面図、立面図、断面図、緑化計画図、日影図等を含め、評価した概要が確認できるようにしてください。（20 ページ以内）
2	CASBEE 横浜 評価用ソフト印刷 公表用ソフト印刷	・採点シートを含め、全てのシート（重みシート・クレジット・CO2 データは除く）をカラーで両面印刷してください。 ・シート名を書いたインデックスを貼り付けてください。 ・記述等が読めるように行間を調整し、文字が途中で切れないようにしてください。
3	認証用申請 チェックリスト	
4	その他必要とされる図書	

2　図書の作成方法

申請図書等は、次の要領で作成してください。

（1）申請書

（様式第１号）

（表）

建築物環境配慮評価認証申請書

年　　月　　日

（届出先）
横　浜　市　長

申請者（特定建築主）氏　名

（法人にあっては、名称及びその代表者の氏名）

横浜市建築物環境配慮評価認証制度要綱第４条の規定により次のとおり申請します。

【１．特定建築主　】
【氏名のﾌﾘｶﾞﾅ】
【氏名】
【郵便番号】
【住所】
【電話番号】

【２．設計者　】
【資格】　（　　）建築士　（　　）登録第　　号
【氏名】
【建築士事務所名】　（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号
【郵便番号】
【事務所の所在地】
【電話番号】

CASBEE 評価員制度における評価員登録番号をお持ちの方は、その登録番号を記入してください。

【３．建築物環境配慮評価認証計画作成者　】
【氏名】　（CASBEE 建築評価員登録番号：　　）

【４．連絡者　】
【氏名】
【郵便番号】
【住所】
【電話番号】

本届出に対する連絡の窓口となっていただける方を記入してください。

※ 受付欄	※ 特記欄

※欄は記入しないでください。

（Ａ４）

（裏）

【１．特定建築物の名称及び所在地　】
【名称のﾌﾘｶﾞﾅ】
【名称】
【所在地】

【２．特定建築物の概要　】
【２－１．工事種別　】
□新築　□増築　□改築　□移転
【２－２．床面積の合計及び用途　】
（　届出部分　）（届出以外の部分　）（　合計　）
【床面積の合計】（　）（　）（　）㎡

【用途区分】
□事務所　□学校　□物販店　□飲食店　□集会所　□病院　□ホテル　□集合住宅　□工場
【２－３．構造　】
【２－４．高さ及び階数　】（　）ｍ　（地上　階、　地下　階）
【２－５．工事着手予定年月日　】　年　月　日
【２－６．工事完了予定年月日　】　年　月　日

【３．特定建築物の建築に係る環境の負荷の低減に関する事項　】

【４．備考　】

（注意）
１．各面共通関係
① 申請は、特定建築物ごとに行ってください。
② 数字は、算用数字を、単位は、メートル法を用いてください。
２．表面関係
① 申請者の氏名（法人の場合にあっては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
② ※印のある欄は、記入しないでください。
３．裏面関係
① ２－１欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
② ２－２欄は、増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計及び用途を記入してください。
③ ２－２欄の「用途区分」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
４．認証後、市庁舎内及びインターネット等により公表します。

（2）認証用申請チェックリスト

＜記述例＞

CASBEE横浜認証 申請チェックリスト（Q1）	建築物名称	○○ビル新築工事	評価ツール	CASBEE横浜2014年版v.1.2	建物用途	事務所
平成○年○月○日	申請者	○○株式会社　代表取締役　○○　△△	評価ランク	S	本シートの建物用途	事務所

評価項目				申請者記入欄			横浜市記入欄	
				評価レベル/ポイント	評価の考え方（判断の根拠を具体的に記入） ※評価した項目毎に説明すること。	資料NO./頁	判定	コメント
1			音環境					
1.1			騒音					
1	Q1	1.1.1	**暗騒音レベル**	全体・共用 ■ レベル （ 4 ）	実施設計段階で会議室NC35、一般事務室NC40を目標としている。外部騒音はなし。	設備図特記仕様書(3)　設共-003参照	□ 適 □ 要修正	
				住居・宿泊 □ レベル （　　）				
1.2			遮音					
2	Q1	1.2.1	**開口部遮音性能**	全体・共用 ■ レベル （ 5 ）	執務室のサッシをペアガラスとし、等級をT-2とする。	建築図A-301ガラス種別図参照。 A-401特記仕様書図参照	□ 適 □ 要修正	
				住居・宿泊 □ レベル （　　）				
3	Q1	1.2.2	**界壁遮音性能**	全体・共用 ■ レベル （ 2 ）	一般壁は壁リストW08-PB12.5+12.5+AS90+PB12.5+12.5 を基本構成としており使用材料メーカー資料よりTLDは500Hzで42dB、1000Hzで48dB。D値換算し○○資料 JISA1419-1空気音遮断性能の周波数特性等級表から読み取りDr=30～35	壁リストA-305　○○資料　○○資料 JISA1419-1空気音遮断性能の周波数特性等級表	□ 適 □ 要修正	
				住居・宿泊 □ レベル				

✓ 「申請者記入欄」に、評価のレベル、評価の考え方、資料 NO 等、根拠となる事項を記入してください。

✓ 「横浜市記入欄」には記入しないでください。

３　その他

（１）申請内容の変更

横浜市により認証を受けた方が、当該特定建築物の建築に係る工事が完了するまでの間に建築物環境配慮評価認証申請に掲げる事項を変更する場合は、変更届出書（様式第３号）により提出してください。（正副２部）

添付図書は、変更に係る資料及び電子データとします。

変更届出書の内容が、認証を受けた建築物の評価結果に影響を及ぼすと認められるときは、改めて委員会の意見を聴き、適正な建築物の評価結果の認証をおこないます。

（２）完了の届出

横浜市により認証を受けた方が、当該特定建築物の建築に係る工事が完了した場合は、特定建築物工事完了届出書（様式第４号）により提出してください。（正副２部）